

第5節 障がいのある人が自立した生活を営む環境をつくる

■現状と課題（前期基本計画までの成果を踏まえて）

障がいのある人が住み慣れた地域で生活を営んでいくためには、必要なサービスが受けられ、持てる能力を発揮し、自立した生活を営むことのできる環境づくりが必要です。このようなノーマライゼーション*の実現には、生活の障壁（バリア）を取り除くことはもとより、地域住民の心のバリアを解消することが不可欠です。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法は、平成22年には、障がい者に係る制度の集中的な改革の推進を図るため、新たな基本方針が閣議決定され、改革の方向性が示されたところです。今後、障がい者施策は、制度の抜本的な見直しにより、新たな障害者総合福祉法（仮称）が制定され、福祉サービス利用料の負担のあり方を見直すとともに、全ての障がい者が完全参加と平等のもと、個人の尊厳を保障され、障がいのない人と同等に社会の一員として自己選択と自己決定を果たすことができる安心して暮らせる地域づくりをめざしていきます。

本市においては、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の交付者数は年々増加傾向にあるなど障がい者福祉サービスのニーズは拡大傾向にあります。障害者自立支援法に基づく福祉サービスは一律に負担を求める制度として開始されましたが、本市は制度当初から京都府と連携し、在宅障がい者の利用料の負担を軽減し、移動支援をはじめとした地域生活支援事業（市町村事業）については負担のない制度としてきたところです。

「城陽市障がい者計画」第1期計画（平成18年度～平成23年度）においては、自立支援法制度の定着と福祉サービスを利用して地域で安心して暮らせる体制整備の推進と、自立支援協議会の設立による相談支援事業の強化を図ってきました。次期計画となる第2期計画（平成24年度～平成29年度）では、障害者総合福祉法（仮称）の動向を踏まえ、谷間のないサービス提供に向けた体制確立のさらなる推進とともに、地域住民、NPO・ボランティア、事業者、行政が地域全体でノーマライゼーションの社会を形成していく取り組みが必要です。また、「城陽市障がい者自立支援協議会」を中心とした相談支援の強化や、民間事業者との連携をより強化し、就労支援を進めるなど障がい者の社会参加を進めていくことが課題となっています。

■基本方針

- 障がいのある人とない人が共に生きる地域社会の実現をめざします。
- 障がいのある人が持てる能力を発揮し、積極的に社会参加することにより、地域で自立できる生活の実現をめざします。
- 障がい者のニーズにあった住宅および施設サービスの充実をめざします。

■まちづくり指標

まちづくり指標名	説明	単位	現状値	5年後の目標	めざすべき目標
			(平成22年度)	(平成28年度)	
障がい者支援関係の団体数	障がい者を支援する市民団体、NPOなどの団体数	団体	7	15	↑
障がいの自立に向けた対象者数	グループホーム、自立訓練、就労移行、就労継続支援の給付対象者数	人	147	233	↑

■主な施策の展開

(1) 障がい福祉サービス等の充実

障がいのある人の日常行動と居宅生活を支援するため、障がい者の自己負担の軽減などの公的支援とあわせて、NPOやボランティアなどによる支援活動の充実に努めます。また、サービス提供事業所、相談支援事業所、医療機関、教育機関など関係機関の連携体制を構築し、「城陽市障がい者自立支援協議会」をはじめとした相談支援体制の強化を図ります。

(2) 生活の安定と自立の支援

障がいのある人の生活の安定と自立支援を図るため、経済的支援の充実や就労の促進に努めます。また、住環境の整備や交流の場となる各種行事を開催し社会参加を促進します。

■市民まちづくりワークショップからの提言（平成18年）

市民の役割（例示）

- ノーマライゼーションの理念を理解する。
- ボランティア活動などに積極的に取り組み、障がいのある人への理解を深める。
- 企業などは、障がいのある人の持てる能力を活用して、積極的に雇用する。

■PR施策

○城陽市障がい者自立支援協議会

障がい者の生活ニーズと実際のサービスを適切に結びつけるためには、指定相談事業所などを通じた効率的なマネジメントの推進が欠かせません。

そのためには、市、指定相談事業所、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野、医療分野の関係者がネットワークを構築していくことが重要です。

「障がい者自立支援協議会」を中心に、相談支援、権利擁護、就労支援、発達支援の様々な課題について、随時、必要なケース検討や連絡・調整を行い、「障がいのある人も地域で安心して暮らせる街づくり」をめざします。



【自立支援協議会・聴覚言語障がい者支援部会の様子】

【用語説明】

※ノーマライゼーション：高齢者も障がい者もすべての人々が、家庭や地域社会で、共に生活していける社会が通常社会であるという考え方。